平成２１年（フ）第４２号
北海道岩内郡岩内町字野束169番地の59　野束３号棟401号
債務者　春日めぐみ
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第１４８１号
仙台市青葉区葉山町４番15号　エスプワールⅠ―105
債務者　菊地　智明
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６２号
仙台市泉区南中山４丁目16番地の11
債務者　富田　輝子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８３号
仙台市青葉区水の森３丁目27番31号
債務者　中村　光次
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８４号
仙台市青葉区水の森３丁目27番31号
債務者　中村恵美子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第６４８号
茨城県鉾田市飯名528番地２　みのわ荘６号棟
債務者　岩本　和美
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４７０号
埼玉県吉川市大字保571番地２　高鹿マンション201号
債務者　志村　　弘
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第４７１号
埼玉県吉川市大字保571番地２　高鹿マンション201号
債務者　志村　弘子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
埼玉県春日部市備後東７丁目27番７―205号、住民票上の住所埼玉県春日部市備後東７丁目12番16―301号
債務者　近　　彦志
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５６４号
埼玉県春日部市中央８丁目１番地８ウィンザーパレスＮｏ．１―207号、前住所埼玉県春日部市備後東１丁目12番15―405号
債務者　谷川　義光
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５６９号
埼玉県春日部市一ノ割２丁目６番32号ヴィラビンゴ102
債務者　小黒　広子（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
千葉県匝瑳市内山35番地
債務者　久古　弥生
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第２３４号
滋賀県犬上郡多賀町大字八重練562番地
債務者　辻　　康孝
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第６７１２号
大阪府高槻市登町12番Ａ11―404号
債務者　北口千寿子こと　北口千壽子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４０７号
大阪府枚方市茄子作１丁目15番５号
債務者　吉村　一豊
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４０８号
大阪府枚方市茄子作１丁目15番５号
債務者　吉村　富子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５８８号
大阪府茨木市上中条１丁目３番27号
債務者　寺下美知子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで　大阪地方裁判所第６民事部